

FC東京サッカー・フットサルスクール スクール規約

- 《定義》第1条 本規約は、東京フットボールクラブ株式会社(所在地:東京都江東区猿江2-15-10)が運営管理するFC東京サッカー・フットサルスクール(以下「本スクール」という)の会員制度(以下「会員」という)の利用に関して適用する。
- 《目的》第2条 本スクールは、児童・少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
- 《入会資格》第3条 本スクールに入会を希望する者は次の条件を備えていなければならない。
①本スクールの趣旨に賛同する者であること。②別に定める資格に該当する者であること。③スポーツを行うに適した健康状態であること。
- 第4条 本スクールに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申込みを行い、本スクールの承認をもって入会を認める。なお、所定の手続きを怠った場合、入会は認められない。
- 第5条 FC東京サッカー・フットサルスクールに参加する本人を、本スクールの会員とする。しかし、会員が未成年者の場合、会員とその保護者の連名で入会手続をとらなければならない。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を会員と連帯して負担し、本規約第20条に定める本スクールの免責につき同意するものとする。
- 《会費》第6条 (1)会費とは次のものをいう。
①入会金 ②年度更新費 ③月会費
(2)会費の支払いは、原則として会員が所有するクレジットカードによる引落としとする。なお、クレジットカードでの支払いがならない場合は銀行振込による支払いとし、原則として翌月15日までに支払わなければならない。
- 第7条 会員は、別に定める入会金を入会時に、年度更新費を年度更新時に原則として支払わなければならない。
- 第8条 会員は、別に定める月会費を在籍月に原則として支払わなければならない。
- 第9条 一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。
- 第10条 会員が事前の承認手続を取る場合のほか、会費の納入を怠った場合は、本スクールは当該会員への指導を停止し、また当該会員を退会させることができる。
- 第11条 FC東京は、本スクールの会費を社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができる。改定する場合は、改定月の1か月前までに会員へ告知しなければならない。
- 《活動実施回数・期間》
第12条 (1)本スクールの開校期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの期間とし、活動日は別に定めるスケジュールによる。
(2)本スクールの活動は、別途年間保証回数を設定し、それを下回る場合には補講等を行う。
(3)やむを得ない事由が発生した場合は、定められた活動日・活動時間を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。
(4)本スクールは、天災地変、社会情勢の変化やその他スクールの通常継続が困難となる事由が生じた時は、各諸機関の情報収集を基に、無条件に休校もしくは閉鎖することができる。またそれに伴う補講等は原則行わないものとする。
- 《活動への参加》
第13条 天災地変、社会情勢の変化や疫病の流行等が起こり、スクール活動を実施した際に社会への影響が大きくなると推測される場合、会員は活動を自粛していただく場合がある。
- 《指導内容》第14条 本スクールは、各会場・各コース・各クラスで指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく具体的練習指導法は各コーチが決定する。
- 《休会》第15条 (1)休会とは、怪我もしくはやむを得ない事由により引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。
(2)休会を希望する会員は、休会する月の前月10日まで(土日祝日の場合は、翌平日まで)に届け出なければならない。
(3)休会期間中の月会費は半額とする。
- 《退会》第16条 (1)退会を希望する会員は、退会する月の10日まで(土日祝日の場合は、翌平日まで)に届け出なければならない。
(2)届け出のない場合は、翌月も自動継続となる。ただし、小学校6年生および中学3年生(上石神井レディースクラス除く)の会員については、届け出等の諸手続なく、3月に卒業となる。
- 《会員情報の取扱》第17条 (1)本スクールにおいて、登録された個人情報、本スクールの円滑な運営や関連するサービスの提供およびFC東京に関連する情報提供のために利用され、無断で第三者へ開示しない。
(2)本スクールの活動中に、本スクールスタッフ及び本スクールが委託した法人によって撮影された写真・動画における会員の肖像権はFC東京に帰属し、FC東京はこれを利用することが認められる。
(3)会員は、本スクール利用時に、JリーグIDと連携することができる。JリーグIDを利用する場合は、JリーグID利用規約も適用され、遵守するものとする。
(4)連携すると会員の許諾に基づきJリーグIDから情報を取得し、本スクール利用時に使用することができる。
- 【JリーグID利用規約】※右記QRコードからもご確認いただけます。
<https://auth.jleague.jp/contents/agreement.html>
- 《会員のモラル》第18条 会員は次の事項を厳守しなければならない。
①チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気に行動すること。
②本スクールの目的に沿うよう努力すること。
③本スクールの定める規約を遵守すること。
- 《除名》第19条 本規約に違反する行為や違反と判断される行為などがあった場合、本スクールの会員としてふさわしくないと判断した者に対して、本スクールは除名することができる。
- 《免責》第20条 (1)会員が本スクールの活動中に負傷した場合、本スクールスタッフが応急処置を施すが、その後の治療に関しての責任を負わない。
(2)会員は、本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、本スクール・本スクールスタッフ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 《施行》第21条 本規約は、平成11年4月1日より施行する。
- 《付則》第22条 本スクールは、必要に応じ随時、本規約の改正ができるとともに、本規約に関する事項や定めのない事項については細則を定めることができるものとする。また、本規約の改正・細則の制定後、本スクールより通知または送付後にスクールに参加した場合、新規規約を承認し、参加するものとする。

【JリーグID利用規約】



- 《改定》 平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年1月1日、平成16年4月1日、平成17年1月1日、平成17年10月1日、平成18年4月1日、平成18年6月1日、平成22年2月1日、平成22年5月1日、平成24年3月1日、平成24年5月1日、平成25年3月1日、平成25年4月1日、平成26年3月1日、平成27年3月1日、平成30年3月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和5年11月27日